

貝塚市公告 第 89 号

条件付一般競争入札を下記のとおり執行する。

令和 7 年 6 月 13 日

貝塚市長 酒 井 了

1 担当部局

〒597-8585 貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号 貝塚市役所本庁 1 階  
貝塚市総務部納税課 電話 072-433-7261  
F A X 072-433-7256

2 入札に付する事項

(1) 業務名称

貝塚市コンビニエンスストア等収納代行業務

(2) 業務概要

市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料等にかかるコンビニエンスストア等収納代行業務

詳細は別紙仕様書のとおり。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(ただし、令和 8 年 1 月 4 日までは、準備期間とし、収納代行業務の処理は、令和 8 年 1 月 5 日から開始する。)

(4) 契約条項を示す場所及び期間

場所は、本市ホームページ。

期間は、令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 4 時まで。

3 入札参加資格

仕様書に定める業務を確実に履行できる者であって、かつ、下記の要件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 法人税または所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(3) 貝塚市内の本店、支店、営業所等で入札参加する場合は、貝塚市税を滞納してい

ないこと。

- (4) 営業を行うにつき法令等の規定により、官公庁の許可または認可・登録等を必要とする業種にあつては、当該許可・認可・登録等を受けていること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者等でないこと。ただし、更生計画または再生計画の認可がなされている者を除く。
- (6) 貝塚市に「入札参加資格登録」を行っており、役務提供入札参加資格を得ていること。
- (7) 貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (8) 貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）第 2 条に掲げる暴力団の構成員等でないこと及び第 10 条に基づく措置を受けていないこと。
- (9) プライバシーマークを取得し、または ISO/IEC27001 の認証を受けていること。
- (10) 過去 2 ヶ年の間に、国（公社、公団を含む。）または地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行し、1 年以上の契約履行実績を有すること。ただし、履行中のものは除く。なお、契約期間が複数年に及ぶ場合は現在履行中のものであっても 1 年以上の期間履行されていれば、その契約を実績と認める。

#### 4 入札関係書類の交付方法

入札関係書類は公告の日より本市ホームページからダウンロードすること。

#### 5 入札参加資格確認申請手続

本入札に参加を希望する者は、期限までに次に掲げる入札参加資格確認申請書等（以下「申請書類」という。）を提出しなければならない。なお、使用する印は貝塚市契約検査課への入札参加資格申請使用届出印（以下「使用届出印」という。）とする。

##### (1) 申請書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式 1）

イ 一般競争入札参加受付票（様式 2）

ウ プライバシーマークまたは ISO/IEC27001 の認証の取得を証明する資料

エ 履行実績が確認できる書類（契約書類等の写し（押印が確認でき、契約名、委託者名、受託者名及び契約期間が明記されたもの）または履行証明書等の写し（発注者が発行するもの））。

オ 資格要件にかかる確認書

##### (2) 入札参加資格確認申請期間及び方法

令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 6 月 25 日（水）午後 4 時まで。

申請書類の提出は持参（本市の休日を除く。）または郵送（上記期限を必着とし、配達記録の残るものによること。）とする。なお、事故等による未着について、貝塚

市は責任を負わない。

(3) 提出先

上記「1 担当部局」のとおり。なお、郵送の場合は、送付先の宛名面に「条件付一般競争入札申込書 在中」と記入すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

上記5(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の確認を行い、その結果を令和7年6月30日(月)に各申請者へ郵送により通知する。なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して通知する。通知書を受領後は別紙受領書をFAXにより送信すること。

(5) その他

ア 申請書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申請書類は、返却しない。

ウ 提出された申請書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

6 質疑及び回答

(1) 質疑受付期間

令和7年6月13日(金)から令和7年6月25日(水)午後4時(必着)

(2) 提出方法

電子メールにより受け付ける。様式については、質問書(様式5)をホームページからダウンロードすること。受付メールアドレスは「19 問合せ先」のとおり。

質問書送信の際は、件名を「(貴社名) 貝塚市コンビニエンスストア等収納代行業務質問」とすること。なお、入札説明会は行わない。

(3) 回答

提出された質問については、令和7年7月4日(金)までに入札参加資格があると認められた者全員に電子メールにて個別に回答書を送信する。

7 入札金額と積算内訳書

(1) 入札参加者は、積算内訳書を使用して積算すること。

落札者は、落札者決定時に積算内訳書を提出しなければならない。よって、積算内訳書の金額(入札金額)と入札書の入札金額を一致させておくこと。

積算内訳書には、入札参加者が消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、履行期間を通じて10%の消費税及び地方消費税相当額を記載し、これを加算した金額を合計(契約希望金額)に記載すること。ただし、これが契約後の支払いにおいては消費税等の税率を定めるものではない。

積算内訳書には、現在、本市が履行期間において見込んだ件数を市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料ごとにそれぞれ記載している。この件数は直近の実績による見込みであるため、諸般の事情により変更することがある。なお、履行開始から令和8年3月末までについては、随時分、督促分およ

び催告分等のみの収納とし、当初賦課分等発行済の納付書での収納については、現行の収納代行業者によるものとする。

入札参加者は、消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (2) 業務実施にあたり必要な準備費用については、令和8年1月、2月、3月においてはその支払いを、消費税等(消費税及び地方消費税相当額)を含む月額50,000円以内とし、それを超える金額については協議のうえ、令和8年4月以降に支払うこととする。

## 8 入札日時及び入札場所等

### (1) 入札日時

令和7年7月8日(火) 午後1時30分(時間厳守)

### (2) 入札場所

貝塚市役所 第2別館 2階入札室

### (3) 入札時に持参するもの

ア 印鑑(使用届出印、ただし代理人の場合は代理人の印)

イ 参加資格確認結果通知書

ウ 代理人が入札する場合は委任状(様式3)

エ 積算内訳書(落札者のみ提出)

### (4) その他

ア 入札は上記日時場所に出席して行うこととし、郵送、宅配、電送または電報による入札は認めない。

イ 入札の執行に際し、天災地変その他やむを得ない事由が生じた場合は、入札の執行を延期する。

## 9 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札日時までに入札辞退届(様式4)を提出するものとする。

## 10 代理人による入札

入札書に使用届出印の押印ができない場合には、入札時に委任状(様式3)を提出し、入札書には入札者の所在地及び商号又は名称、並びに当該代理人の氏名を記入し、委任状の代理人使用印鑑を押印する。

## 11 入札の無効

次の各号に該当する入札は、無効とする。

- (1) この公告に示した入札参加資格を有しない者または虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) この公告及び仕様書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 入札参加資格確認申請の証拠書類を提出しない者がした入札

- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定日までの期間において、貝塚市入札参加停止要綱（平成 25 年 12 月 2 日施行）に基づく入札参加停止等の措置または貝塚市暴力団排除条例（平成 24 年貝塚市条例第 23 号）に基づく入札等除外措置を受けた者がした入札。
- (5) 金額を訂正した入札または記載金額の不鮮明な入札
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

## 12 落札者の決定

- (1) 開札は、入札締切り後ただちに入札者またはその代理人の面前で行う。
- (2) 入札者またはその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。
- (3) 入札者またはその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状（様式 3）を提示しなければならない。
- (4) 入札者またはその代理人は、入札執行職員またはその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。
- (5) 開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 3 回までとする。

有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。入札時において、入札参加者が 1 者の場合でも入札を実施する。
- (6) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上ある場合は、入札参加者を立ちあわせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。

## 13 入札保証金

貝塚市契約規則第 7 条第 1 項第 3 号の規定により免除する。

## 14 契約保証金

貝塚市契約規則第 24 条第 1 項第 2 号の規定により免除する。

## 15 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

- (1) 契約の締結を辞退したとき、または市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- (2) 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- (3) その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

## 16 契約書の作成

入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約書を作成し契約を締結する。

ただし、契約は市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料ごとにそれぞれ締結することとする。契約書の内容については、双方協議のうえ定める。

また、落札者には、落札後、契約締結までに賃借対照表、損益計算書及び事業報告またはこれに準ずるもの等及び組織・人員体制を示す書類等、当該要件を満たすと認めるに足りる書類の提出を求める。

#### 17 支払条件

毎月月末締めでの実際に発生した件数に基づき、契約書ごとに請求書を分けて請求する。市は請求書を受領した日の属する月の翌月末までに支払うこととする。

#### 18 予算の減額または削減に伴う解除等

この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 17 に規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額または削減があった場合、市は、この契約を変更し、または解除することができる。

#### 19 問合せ先

〒597-8585 貝塚市畠中 1 丁目 17 番 1 号

貝塚市総務部納税課

電話：072-433-7261(直通) / E-mail: nozei@city.kaizuka.lg.jp